

出席停止の手続きについて

(平成27年1月改定)

下記の学校感染症は出席停止となります。欠席扱いにはなりませんので、安心して治療に専念してください。

治癒し登校する際は、医師の登校許可を受け、別紙の「出席停止・治癒報告書」を医師が記入した上で、担任まで提出してください。

学校において予防すべき感染症と出席停止期間 (学校保健安全法施行規則 第19条・20条)

	感 染 症 名	出 席 停 止 期 間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消えるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主な症状が消えた後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	医師の許可があるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）急性出血性結膜炎、その他の感染症（手足口病・りんご病等）	医師の許可があるまで

不明な点がありましたら、学校へお問い合わせください。